（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

第二条　大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（削る）	（ばい煙発生施設の設置等の届出に係る受理書）
（揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出） **第九条**　第十七条の五第一項、第十七条の六第一項又は第十七条の七第一項の規定による届出は、様式第二による届出書によつてしなければならない。	（揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出） **第九条**　都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の届出を受理したときは、様式第二による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。
2　（略）	2　（略）
（削る）	（揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出） **第九条の二**　法第十七条の五第一項、第十七条の六第一項又は第十七条の七第一項の規定による届出は、様式第二の二による届出書によつてしなければならない。
第十条の三　削除	（特定粉じん発生施設の設置等の届出に係る受理書） **第九条の三**　都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十七条の五第一項、第十七条の六第一項又は第十七条の七第一項の届出を受理したときは、様式第二の三による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。
（光ディスクによる手続） **第十三条の二**　第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第十条の二第一項、第十条の四第一項、第十条の五第一項、第十一条及び第十二条の規定による届出書並びにその添付書類（以下この条において「届出書等」という。）の提出については、当該届出書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び様式第六の二の光ディスク提出書を提出することによつて行うことができる。	（都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長の指定） **第十条の三**　都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の六第一項若しくは第三項又は第十八条の七第一項の届出を受理したときは、様式第三の三による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。 （フレキシブルディスクによる手続） **第十三条の二**　届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第六の二のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出をしたときは、都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、そのフレキシブルディスク等による届出を、次の各号に掲げる届出書による届出に代えて、受理することができる。 一　様式第一（別紙一から別紙三までを含む。）による届出書 二　様式第二の二（別紙一及び別紙二を含む。）による届出書 三　様式第三（別紙一から別紙四までを含む。）による届出書 四　様式第三の二（別紙一から別紙三までを含む。）による届出書